

岩手県告示第435号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成24年岩手県告示第387号）で公示した公共測量を終了した旨陸前高田市長から次のとおり通知があった。

平成25年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 陸前高田市高田町及び気仙町地内
- 2 実施した期間 平成24年3月29日から平成25年1月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）